

しっかば

広報写真を希望者に1人1枚（手
札版）をプレゼントします。

希望者は役場総務課広報係におい
で下さい。

（宮浜公民館前で栄養指導を聞くお母さん方）

はまなす 2号 栄養指導で巡回

今日の献立は「カルピス風ののみもの」はいかがでしょう。
スキムミルク五〇グラム・砂糖を一〇〇グラム・お水一〇〇
グラムをよくかき混ぜます。

こんな明るい声で栄養士天明一美さんは、お母さんがたに語
りかける。助手の清水さんの手さばきはやはりキャリアのせ
いか。

私達はやゝもするとだ性的に昔からの食生活をそのまま受け
つぎ、一方ではインスタント食品、加工食品、着色食品のよう
な新食品や洋風の食生活を無批判に受け入れていきます。

いま、深く考えずにおくってきた食生活を反省し、自分の
くらしを考えましょう。

北海道栄養指導車はまなす号は私達の食生活に必要な栄養指
導を全道くまなく廻っております。

この日も宮浜・鹿部の二ヶ所でおこなわれ、お母さん方もた
のしそりに聞き入っております。



児童会設立など採択

ミンク会計など追加補正

第1回臨時議会

昭和四十五年鹿部村議会
第一回臨時議会は五月三十日
午前十時より開かれ、昭和
四十四年度国民健康保険特
別会計予算の専決処分報
告、昭和四十五年度鹿部村
ミンク飼育事業特別会計補
正予算など議案五件、報告
二件、請願二件が上提され
ました。

▼専決処分報告の承認
各病院から個人がかゝつ
た請求書が一ヶ月遅れて
役場に通知され、三月分
の医療費総額払分は四百
三十九万二千円と過去の

実績からみて推定し予算を組ん
でいますが、四月、五月で三月
分の請求が、十七万六千円ばか
り多かったため、四月に入って
からのことでしたので一応三月
三十一日において専決処分いた
しました。

なおこれは、療養給付費では
追加二十万六千円、そのかわり
療養費では二万九千円減じ、十
七万七千円を療養給付費とい
うことで歳入に求めました。

▼ミンク特別会計補正予算
四十五年度会計から四十四年度
に三千六百万円を繰上充用す
るといふ予算の補正です。

▼税条例の一部改正
今回の改正は地方税と国民健康
保険税の一部改正です。
村民税については幼年者、未成
年者、身障者などの非課税につ
いては三十万円から三十二万円
まで引き上がりました。

国民健康保険税については本来
の四・〇を六・〇にし、資産割
については百分の二十八を百分
の三十に改め、均等割は千円を
千三百円に改めました。
世帯割を二千円を三千円に改
めたということになります。
その中でも世帯割は大幅高くな
っているようですが、所得によ
って十三万円未満の場合は世帯
割、均等割に六割の減税が加え
られ、世帯割の人員一人につい
て六万五千円より少ない場合四
割の減税が得られます。
これはいづれにも世帯割、均
等割に減税が加わえられるとい
うことで低所得者にはそのわり
には負担となりません。

▼土地交換および買受け契約
道立漁業栽培センター建設のた
めの民有地と村有地の交換およ
びセンター建 のための用地の
買受けなど

暑さは運転の大敵

「夏の交通事故をなくそう」

暑さは、ねむけをさそい神経
をいらだたせる運転の大敵で
す。これからは暑い日が続きま
すが、日ざしの下に止めた車の
中の温度は、かるく四十度をこ
え、窓を開けて運転していても
車内温度はほとんどんあがりま
す。こんな暑さの中では、運転
に神経を集中させることがむず
かしく、一歩まちがうと大きな
事故に結びつきやすいもので
す。暑い日は、車の運転にじゅ
うぶんご注意ください。

疲れているときは、暑さがと
くにたえます。車を運転する
方は休養と睡眠をじゅうぶんと
って元気なからだを保つように
したいものです。

運転中、眠けがさしたら、車
を止めからだを休めることで
す。ハンドルからはなれ、ちよ
つとからだを動かすだけでもず
いぶんちがいます。

長距離を運転するときは、と
くに疲労を防ぐようにし、途中
ときどき休むながら運転しまし
よう。

「狩猟者講習会」の開催

ことしの狩猟者講習会は次の日
程で行なわれます。

この講習会は、狩猟免許を受け
ようとする人に、法律で規定され
ている狩猟に必要な知識を習得さ
せるために行なうものです。

このため、講習会に出席し、講
習会終了後に行なわれる審査に合
格し「狩猟者講習修了証明書」を
うけなければ狩猟することができ
ません。

講習は初心者と経験者にわけて
行なわれ、初心者は、六時間以
上、経験者は二時間以上定められ
た講習科目にしたがって、狩猟に
関する法律、狩猟鳥獣の判別、猟
具の取り扱いなどの課目について
行ないます。

▼講習希望者は役場畜産課に申込
して下さい。

ご不審などは気軽に相談を

行政相談委員がきました

決が得られるように導く
ことをその仕事としてお
ります。

国の行政や公社、公団
の業務というものは、非
常に範囲が広く、また複
雑ですが、例をとりあげ
ますと、次のようなもの
があります。

- ▼生活保護、児童福祉、
身体障害者対策など
- ▼遺族年金、国民年金、
厚生年金、引揚者給付
金、社会保険、恩給、国
民健康保険など
- ▼失業保険、労災保険な
ど

▼農地問題、開拓営農、農業委員
会の業務のことなど

▼災害復旧、河川改修、土地改良
道路の建設、拡充補修、用地買
収、移転の補償など

▼学校教育に関すること
▼役所に対して行なった許可、認
可などの手続について、回答や
決定が遅いことなど

▼郵便、電報、電話、国鉄、専売
公社、公庫、公団の業務など
これらのことをごまわっていら
れたり、不審に思っておられる方は
行政相談委員に気軽に申し出
ください。親身になってご相談に
応じます。なお、お申し出内容は秘
密扱いとし料金は無料です。

月日	種別	免許種別	時間	場所
7. 1	初心者	乙・丙	13:30~16:00	渡島支庁
9	初心者	〃	9:30~16:30	〃
20	初心者	〃	13:30~16:00	〃
30	初心者	〃	9:30~16:30	〃
8. 10	初心者	〃	13:30~16:30	〃
24	初心者	〃	9:30~16:30	〃
30	初心者	甲・乙・丙	9:30~16:30	〃

▼鹿部村ブルトーザー使用条例の制定

村有ダンプ、ブルトーザーを個人が使用したい旨申し出たときのため、これらの使用条例を設け、使用料を定めるといふものです。ただし公共的事業に関連する場合これを減額または免除する必要なども考えられます。

▼報告

《一号 児童会館設立について》

請願されていた児童会館設立については五月八日総務委員会で審議しました。内容は神社附近に子供達の遊び場をかね部落の集会所を建設してもらいたいという事です。委員会としては請願内容を妥当とし採択と決定

し、報告します。

《二号 船揚場建設について》

五月二十二日建設委員会を開催しました。内容は字宮浜三十番地内に巾十五メートル、横（奥行）十五メートルの船揚場を造成してもらいたいという事です。が委員会として現地を調査しました結果採択することゝいたします。

▼請願

《一号 季節託児所開設について》

《二号 村有地のガケ崩れ被害の防止と排除について》

これらはそれぞれ所管の委員会に付託いたしました。

交通事故相談早わかり (その2)

*加害者側の責任

▼事故をおこした運転者の責任
交通事故をおこした運転者には普通つぎの三つの責任が同時に負わされます。

◎刑事責任

犯罪として、刑法の業務上過失致死傷罪や道路交通法違反に問われ、罪金を科せられたり、悪質なものは懲役や禁錮刑に処せられます。

◎行政上の責任

事故をおこした運転者は、公安委員会によって、運転免許の取消しや停止などの処分を受けま

◎民事責任

不法な行為によって被害者に与

えた損害を償う必要があります。これが損害賠償といわれるものです。この広報ではここにあげた民事上の責任を円滑に解決するためのいろいろな方法を説明してあります。

▼車の保有者の責任

損害賠償の責任が事故をおこした運転者にもあることはもちろんですが、この運転者を雇っている事業主にも民法第七一五条により使用者として責任があります。また自動車損害賠償保険法第三条では、車の保有者に無過失責任に近い責任を負わせております。

普通、自分の仕事のために車を使っていれば、その車が事故を

▼示談

加害者と被害者が話し合っ

て賠償する金額、支払い方法などをきめ示談書を取りかわすことにより行なわれます。

▼調停

簡易裁判所の調定委員会が双方の話しを聞いてまとめ

てくれる方法です。

▼裁判

裁判は相当の日数がかゝり

費用も高くつきます。

示談もだめ、調停もだめとなつてしまつては裁判所に訴えて法廷で結論を出して

もらうより方法がありません。あとで述べるように最近裁判も利用しやすくなつていますから弁護士にたのんでやってもらう必要があり

定額貯金の利子引上げ

：証書の書きかえなしで
新利率適用

郵便局の定額貯金の利子が引上げられました。

このたびの利子引上げは、長期すえおきのものが中心となっておりますので、利子が利子を生む半年複利の定額貯金にとってはますます有利となりました。

また、利子引上げ以前にお預け

いただいた定額貯金にとっては、ますます有利となりました。

また、利子引上げ以前にお預け

いただいた定額貯金も四月二十日から新しい利率が適用されますので、預けかえる必要がありません

ながく預けておくほど利率が高くなり

ますから証書はそのままお手もとにおくほうが得になります

*定額貯金の新しい利率

六カ月以上、一年未満
四分二厘五毛

(旧利率四分二厘〇毛)

一年以上、一年六カ月未満
四分七厘五毛

(旧利率四分二厘〇毛)

一年六カ月以上、二年未満
五分二厘五毛

(旧利率五分〇厘〇毛)

二年以上
五分七厘五毛

(旧利率五分五厘〇毛)

*一〇万円が一〇年で一七万六千

余円になります。

水道料金・じん芥処理手数料税外の徴収人に太田さんがまわります



このたび水道料金とじん芥処理手数料税外の徴収人に宇鹿部、太田新作さん(写真)が決まりました。太田さんは七月から皆さんのご家庭を巡りますのでよろしく

お願いいたします。

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

郵便番号は

住所の一部です

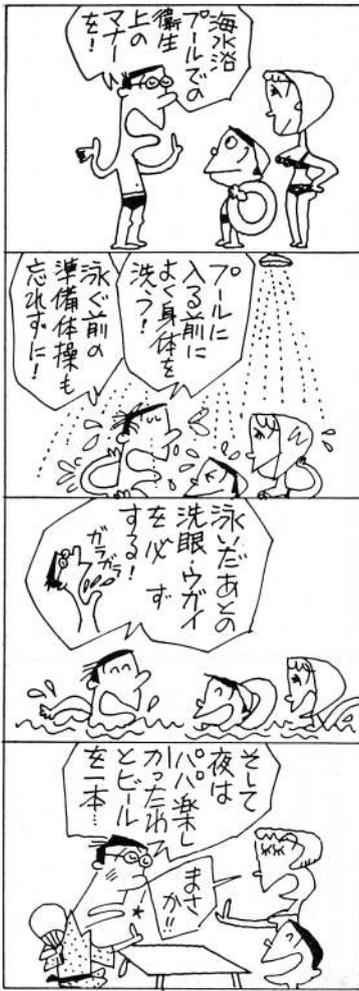
〓ぜひご記入ください〓

かねてから郵便番号の記入についてお願いしておりますが、この六月一日から番号による郵便物の区わけ作業が行われております。窓口に差し出される速達や書留小包にも記入もれが見受けられ

ます。

郵便番号は住所の一部です。受取人のあて名と差出す方にもぜひご記入ください。

道夫一家 藤恒美



拠出年金額が改正されました

国が実施している年金制度は、個人の貯蓄や、民間の年金と比較して有利です。それは経済や物価の変動に応じて年金の額も高くなっています。これは法律で定められており国もまた保険料の半額を負担しているの少ない保険料で多くの年金を受けることができます。

次のように引上げられました

- 一、老令年金
 - ア 一般老令年金
 - イ 十年年金 六万円が九万六千円（月額八千円）に
 - ロ 二十年年金 二万四千円が六万円（月額五千円）に
 - 二、障害年金
 - ア 一級（最低保障） 七万二千円が十二万円（月額一万円）に
 - イ 二級（最低保障） 六万円が九万六千円（月額八千円）に

三、母子年金

五万五千二百円が九万一千二百円（月額七千六百円）に

四、死亡一時金

保険料を納めた年数により 一万円より五万二千円まで

五、五年年金

三万円

右の年金額を受給する権利があっても保険料の未納があると受給できません。

『ごみ』捨場への協力について

観光シーズンもきて、村に訪れる人も多くなりました。途中ごみ捨場の所を通る時に、「悪臭」と「ごみの散在」がひどく、発展する村の観光上よくないので、お互に環境衛生道徳を守りましょう。

- 1 入口に捨ないこと
- 2 奥の方から埋たてするよう
- 3 奥のつく物（魚類の内臓）に捨てること

はナイロンなどの袋に入れ捨てること。

年金保険料が改正

国民年金の保険料は、三十五才未満が月額二百五十円、三十五才以上は月額三百円でしたがことしの七月一日から一律四百五十円に改正されます。

国民年金保険料の免除申請について

昭和四十五年四月分より昭和四十六年三月分までの、国民年金保険料が生活が苦しい、または医療費がかかるなど経済的理由で保険料を納めることが困難な人は、国に免除申請をして一年間納めなくてもよいことです。なお、経済的に納められる時点で追納ができます。 申出期限 一、昭和四十五年七月二十日

鹿部村歴史物語

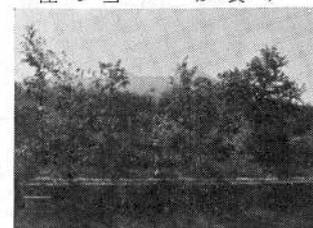
(1)

蝦夷地名産鷹の本場

鹿部「鷹待」史話 (一)

元来渡鳥東部は鷹・鷹の産地である。わけても駒ヶ岳の山腹はこれらの鳥類の集合地で、秋から冬にかけては理想的な生活の場としていた。

すなわち駒ヶ岳は高く海や湖沼を眼下にして、山麓一帯は樹林が密生し、かれらの好んでえさとした鳥類や小獣、更に魚類も豊富であったから、いつも自由に食を求めたのである。



要で、優良な合格鳥を得るにはなかなか苦心をした。それゆえ数的には思うように捕えられなかった。当時最も望まれて高価なのは一歳鷹である。これを黄鷹（別名新鷹または若鷹）と言った。その雄を兄鷹・雌を弟鷹と言って区別したが、雌は雄よりも大型で、芸（飼育訓練動作や命令感受）を覚える事が巧みであったので、これが第一の優良鳥である。

二歳鷹を山がえり・三歳を青鷹または諸（もろ）がえり・四歳は片諸がえりと言った。四歳秋以後のは鳥屋鷹と呼んで、年令多くなると価格は落ちた。一歳の雌鷹が歓迎されたのは、芸を教えて早く覚え、動きも充分であったからで、年令多くなると野鳥習性も出て使用困難で、成績は上らないからである。さてこの一歳の雌鷹が実に一羽三十五両で取引された。今日の貨幣換算で約七十万円と言うから、正に驚くの外はない。

そして天和年間（一九〇年前）ますます諸国大名が鷹狩の良鳥を求めたから、その需要に必ずするために藩は優良な鹿部鷹待を重視し時には鷹役人や鷹匠を増派して活発に捕獲させた。しかし鷹が多いからと言ってもどの鷹でも用に立つのではない。種類・年令・雌雄によって等差があり、選別にも注意が必要

（続く）（小林露竹史談採集帖 新北海道史より） 小玉健記